

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声(平成29年5月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
1	99	86	29	2,766	1,646	20	4,647

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。
また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(平成29年5月分)

(都民の声) 原動機付自転車等の排出・騒音規制

(概要) 原動機付自転車のエンジンは、2サイクル型というエンジンの潤滑油を排ガスと一緒に排出するものです。住宅地などの狭い道では便利ですが、住宅地という静かな環境で排気ガスと騒音でかなりの被害を被っています。

自動車などに比べて、かなりひどい排気ガスと感じていますが、実際の規制はどうなっているのか、今後の方針等あるのか、御教示いただきたくよろしく願いいたします。

(説明) 原動機付自転車については、自動二輪車や自動車と同様に、国が排出ガス規制や騒音規制の基準を定めています。1999(平成11)年以降の排出ガス規制の強化により、現在では2サイクルエンジンの原動機付自転車は生産されていません。

また、国では、国際基準に合わせた厳しい排出ガス規制を検討しています。

(都民の声) 狩猟免許と狩猟者登録について

(概要) 東京都在住です。狩猟免許試験は東京都で受けるのですが、他県で狩猟できるのでしょうか。

(説明) 東京都在住であれば、東京都で狩猟免許試験を受験することができます。

また、東京都で取得した狩猟免許で、他県で狩猟を行うことは可能です。

その場合、実際に狩猟を行う都道府県で狩猟者登録の手続き(狩猟者登録を申請し、狩猟者登録証と狩猟者記章の交付を受ける)が必要になります。詳しくは、狩猟を行う都道府県にて御確認ください。